景品関係

一、仁木島商事株式会社に対する件

昭和五〇年（排）第二八号

排除命令

東京都世田谷区野沢三丁目一番一号

仁木島商事株式会社

右代表者　代表取締役　仁木島賢一

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　仁木島商事株式会社は、食料品の卸売業者及び大口小売業者を対象に、昭和五〇年二月一日から同年四月三〇日までを期間とし、「七五ツアーセール」と称して行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四二年公正取引委員会告示第一七号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示するとともに、その取引先である卸売業者及び大口小売業者に対し、これと同一内容の通

知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、食料品の卸売業者及び大口小売業者に対して、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示及び通知について、すみやかに、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　仁木島商事株式会社（以下「仁木島商事」という。）は、肩書地に本店を置き、主として、乳製品、かん詰、製菓原料、酒類その他の食料品の卸売業等を営む事業者である。

二　仁木島商事は、同社の直接販売先である食料品の卸売業者及び大口小売業者を対象として、昭和五〇年二月一日から同年四月三〇日までを期間とし、「七五ツアーセール」と称し、同社が販売する各種食料品の一定数量ごとに点数を付し（例えば、雪印煉乳三九七グラム入りかん詰四八個入りの段ボールケースは二ケースに付一点とする。）、期間中の同社からの購入商品の合計点数が次表記載の点数に達するごとに一人を下欄記載の旅行に招待することを企画し、この企画に基づいて、昭和五〇年五月から七月にかけて、卸売業者及び大口小売業者を右旅行に招待した。

点数（点）	旅行地	一人当り経費（円）
三、〇〇〇	グアム・ポナペ島の旅　四泊五日	約二三万三五〇〇

二、五〇〇	アラスカの旅	四泊六日	約二三万三三〇〇
一、三〇〇	南九州フェリーの旅	四泊五日	約一一万二九〇〇
八〇〇	伊勢志摩たべあるきの旅二泊三日		約　六万八七〇〇

しかして、右企画は、相手方卸売業者又は大口小売業者の購入点数によっては、二人以上を招待することとなつているため、旅行経費が六万八七〇〇円の「伊勢志摩たべあるきの旅」についても、一〇万円をこえる景品類を提供することとなるものであって、現に、相手方卸売業者又は大口小売業者一名について二人ないし四人を招待したものが二一名ある。

三　仁木島商事が相手方事業者一名に対して提供することができる景品類の価格は年一〇万円までであるから、同社の提供した前記景品類の価額はこの制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、仁木島商事の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五〇年一〇月二一日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久